

令和7年度
保稅事務研修資料

保稅非違について



大阪税関 監視部
保稅總括部門

目次

- 自主管理制度の概要
- 保稅非違の具体例
- 最近の保稅非違件数と非違の傾向
- 保稅非違の基準について
- 保稅非違の未然防止

自主管理制度の概要

保税地域における自主管理制度

全ての保税地域に自主管理制度を導入（平成9年(1997年)）

<p>社内管理規定(CP)の整備 (関税法基本通達 第34条の2-9)</p>	<ul style="list-style-type: none">・貨物管理責任体制の整備（責任者の明確化）・貨物管理手続体制の整備（搬入・搬出・蔵置・取扱い）・貨物保全体制の整備（セキュリティ、亡失防止）・税関への通報体制の整備（異常時の報告）・教育訓練体制の整備（従業員への周知）・評価・監査制度の整備（内部監査の実施）
<p>記帳義務の履行 (関税法第34条の2、 関税法施行令第29条の2)</p>	<p>貨物管理者は、自ら策定した社内管理規定(CP)に沿って、搬入・搬出・取扱い・許可・承認等の事実を帳簿に迅速、かつ、的確に記帳する義務（帳簿は紙または電子形式で保存可能）</p>
<p>倉主責任 (関税法第45条)</p>	<p>関税の納付義務（亡失・滅却時） 倉主が管理する外国貨物が亡失または滅却した場合、原則として倉主が関税を納付する義務を負う (ただし、災害などやむを得ない事情による亡失、税関長の承認を受けて滅却した場合を除く)</p>

記帳項目にかかる規定

【関税法施行令第29条の2】（記帳義務）

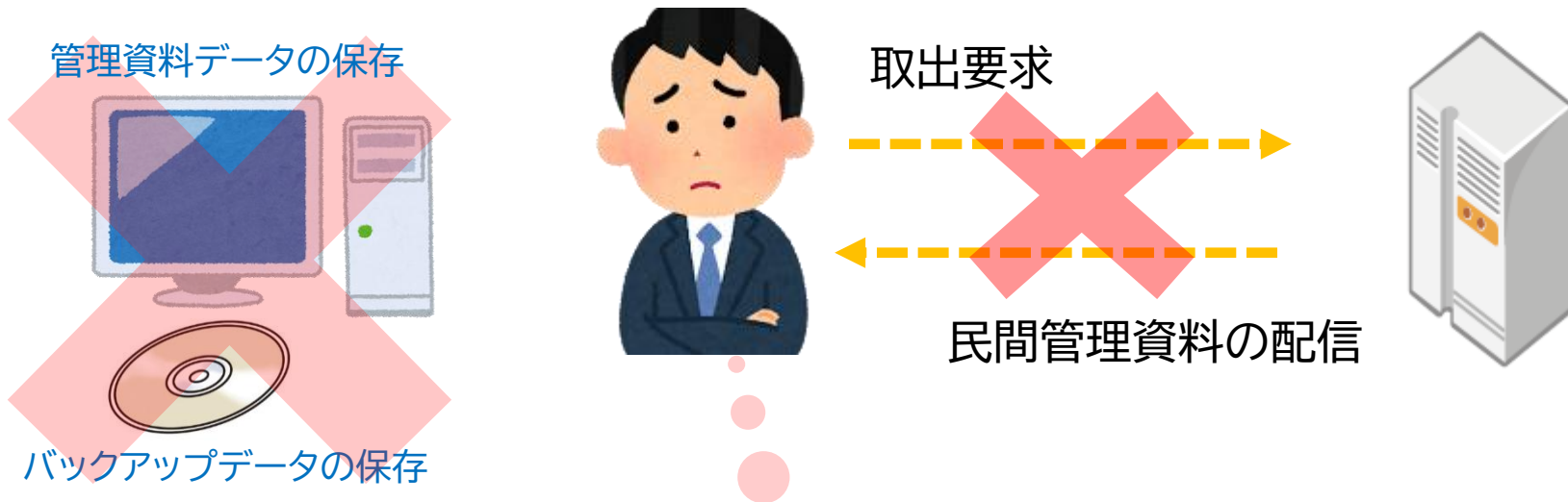
	区 分	記帳事項
1号	外国貨物を搬入	貨物の記号、番号、品名、数量、搬入年月日、船舶・航空機名、入港年月日(最初に搬入する保税地域の場合)、保税運送承認番号(保税運送による搬入貨物の場合)
2号	外国貨物の取扱い(点検・改装・仕分け等)	貨物の記号、番号、品名、数量、取扱いの種類、内容・年月日、変更の内容
3号	蔵入承認又は蔵入承認を受けずに置くことのできる期間の指定を受けた場合	承認・指定の年月日、承認書・指定書の番号
4号	輸入の許可	貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日、許可書番号
5号	輸入許可前引取り承認(BP承認)	貨物の記号、番号、品名、数量、承認年月日、承認書番号
6号	見本の一時持出し	貨物の記号、番号、品名、数量、持出期間、持出先、持出年月日
7号	外国貨物を搬出 ※「外国貨物」には、輸出しようとする貨物を含む	貨物の記号、番号、品名、数量、搬出年月日、搬出についての許可又は承認の年月日、許可書又は承認書番号、積み込もうとする船舶・航空機名、出港年月日(外国に向けて送り出す場合)

保税非違の具体例

記帳義務違反（関税法第34条の2） （NACCS管理資料の保存漏れによる**保稅台帳未作成**）

保稅業務(記帳)担当者

NACCS



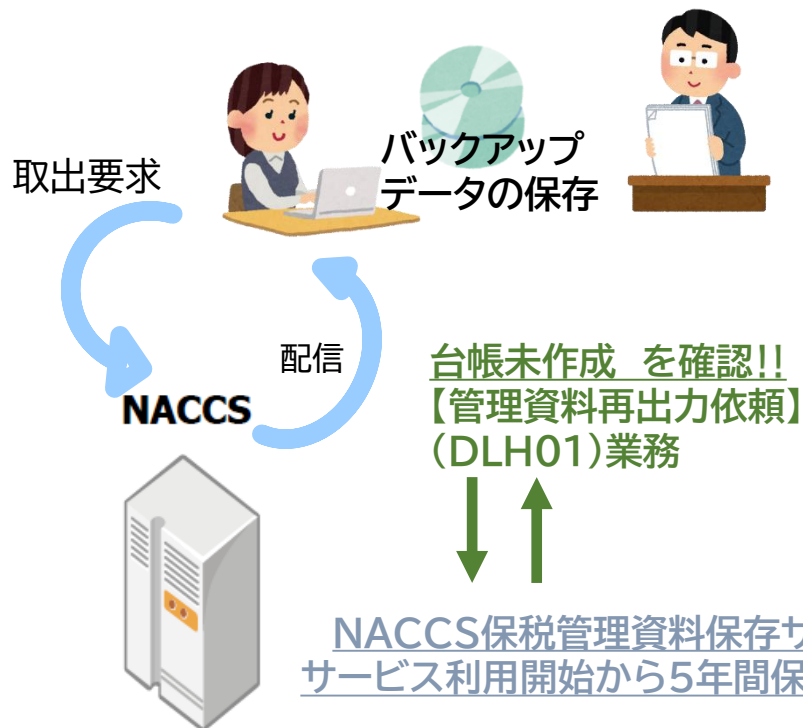
民間管理資料取出漏れの原因として…

- 取出要求が必要なことを認識していなかった
- 前任者から申し送りを受けていなかった

保税非違の具体例 ① の防止策

取得・保存漏れの対策 ～管理資料複数人数によるチェック体制の構築～

取出要求作業・バックアップ作業を複数人でチェックする



チェック表(例)

		G01	G02	G05	担当者	確認者
月 日(月)	取出		/	/	印	印
	バックアップ		/	/	印	印
月 日(火)	取出				印	印
	バックアップ				印	印
月 日(月)	取出		/	/		
	バックアップ		/	/		
月 日(火)	取出	/				
	バックアップ	/				

保税非違の具体例 ②

記帳義務違反（関税法第34条の2） （誤記帳の確認、電子データの入力漏れ）

管理資料G02:輸出貨物搬出入データ(訂正)

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X	XXXXX			
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理
5	99999999	XXXX	2022011	XXX	99999999	XXXXXXXXX
6	99999999	XXXX	2021011	XXX	99999999	XXXXXXXXX
7	99999999	XXXX	2022011	XXX	99999999	XXXXXXXXX
8	※明細数分繰り返す					

輸出貨物の搬出日に注意

搬出日
20220110
20210110
20220110

管理資料G05:貨物取扱等一覧データ(追記)

	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2								
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	2022101
6	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	2022101
7	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	2022101

見本持出日入力に注意

見本持出日
20221010
20221011

見本持出に関する記帳漏れの対策 ~持出日の記載と確認~

①見本持出許可書への持出日の記載

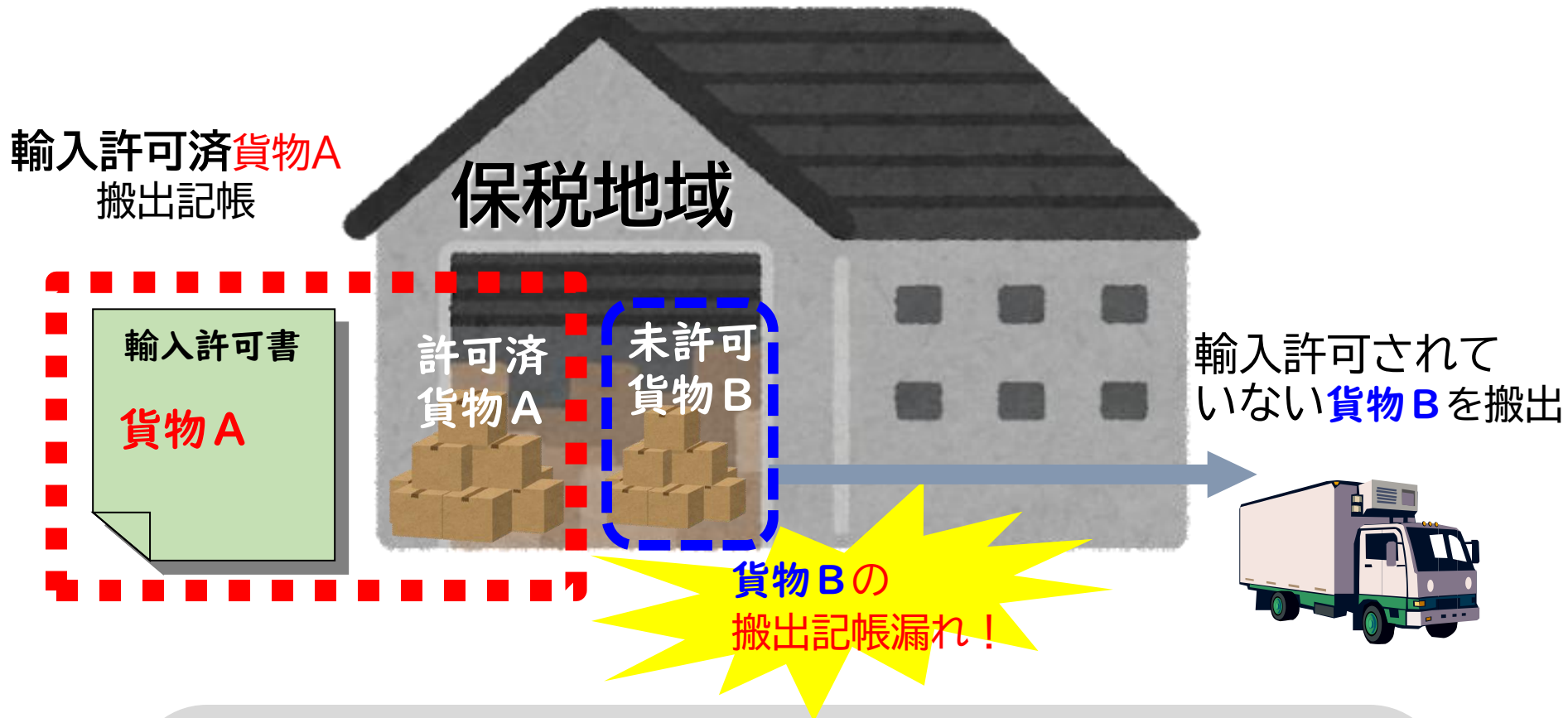
- 見本持出許可書もしくは見本持出許可通知情報に、搬出年月日と確認担当者名を記載することで見本が持ち出されたという記録を残す
- この記録をもとに保税台帳への記帳やNACCSの見本持出確認登録を行う

②保税台帳(管理資料)の確認

- 保税台帳の内容をあらためて確認する
- データ漏れ確認の際に空欄になっていないか確認する
- 確認の具体的な方法として、見本持出許可書・見本持出許可情報の確認、「見本持出確認」登録業務により配信される処理結果通知情報の確認、ICG等 の確認がある

保稅非違の具体例 ③

記帳義務違反（関税法第34条の2） （誤搬出による記帳漏れ）



輸出の場合、輸出許可済貨物の誤搬出による積み残しが発生した場合、誤記帳という非違になる事例も多い

誤搬出の原因と対策 その1 ~差し札は貨物を特定するのに重要~

差し札や区分蔵置等の貨物管理に問題があった



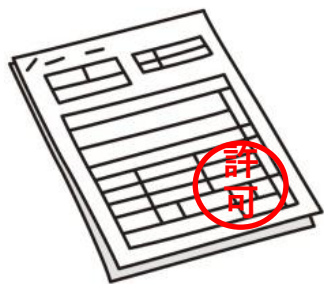
差し札の貼り間違いがないよう、差し札貼付の際の対査を徹底すること
(特によく似た外装・品名の貨物は注意)

似ている外装や荷姿の貨物は、近くの場所
にできるだけ蔵置しないようにすること

差し札に許可済みである旨の表示を行うこと

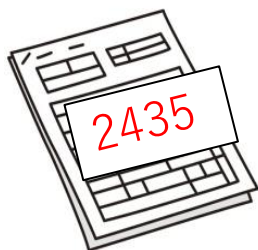
誤搬出の原因と対策 その2 ～貨物と関係書類との対査は重要～

書類と貨物の対査作業に誤りがあった



搬出の根拠となる**許可書・承認書**等そのものとの対査を行うこと

(社内伝票や荷主からのオーダーとの対査では不確か)



似たような数字・記号のある貨物は**複数人**による読み上げを行うこと



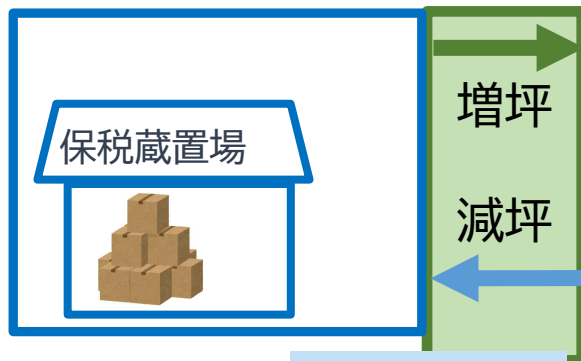
対査する書類をきちんと整理・保管すること

無届收容能力増減・無届工事 (関税法第44条)

関税法第44条

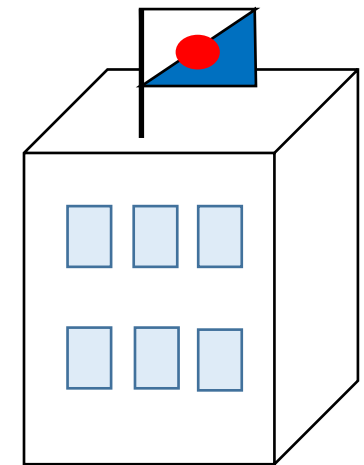
保稅地域の増坪、減坪は許可内容を変更するもの
➡ 税関取締、許可の要件への影響
➡ 許可手数料の変更

貨物收容能力増減等の届
(C-3160)



① 貨物收容の能力(面積)の増減(増坪、減坪)

② 改築・移転・その他の工事



税関

保税地域外蔵置

(関税法第30条第1項)

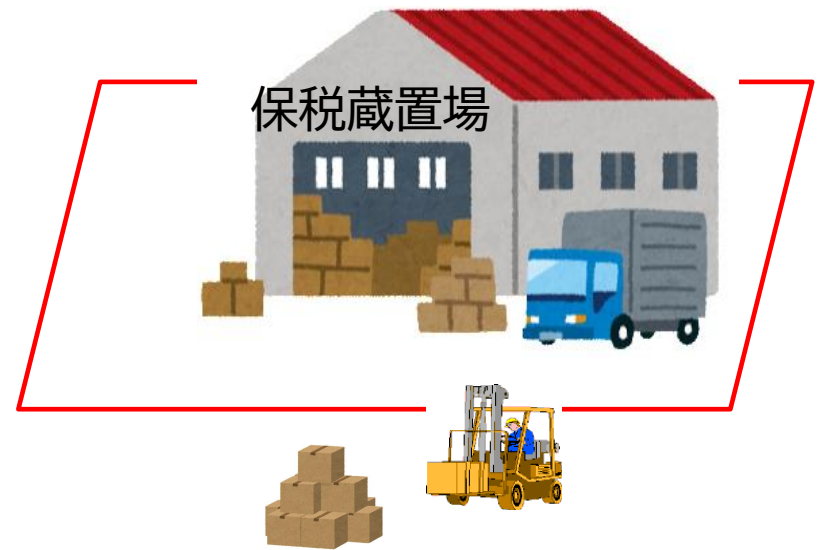
(原則:外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない)

輸入未許可貨物を許可済み貨物と誤認した



【対策】差し札に「許可済み」である旨の表示を行う等、許可済み貨物と未許可貨物の区分を明確にする

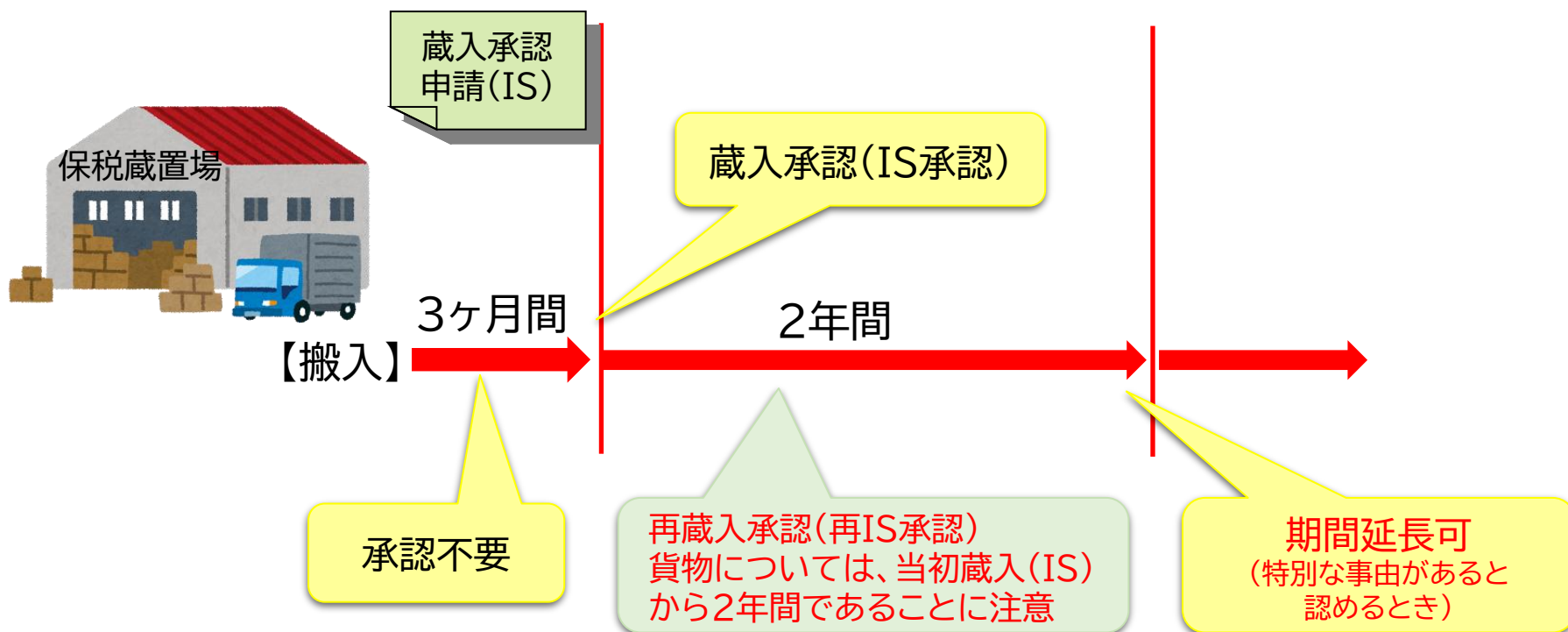
保税地域以外の場所に仮置きしたまま放置していた



【対策】仮置き自体は問題ないが、そのまま放置することにより、誤搬出のおそれがあるため、当該作業が終了後は、必ず保税地域内へ置くこと

未承認蔵置（関税法第43条の3）

保税蔵置場に搬入してから3ヶ月を超えるまでに蔵入承認を受けなければならない



在庫状況の日常的な確認 【貨物在庫状況照会】

できるだけ頻繁に在庫状況の確認を行う！

【海上】IWS業務(貨物在庫状況照会)、
【航空】IWI 業務(保税蔵置場在庫状況照会)
による搬入年月日の確認

管理資料による確認

【海上】G10長期蔵置貨物情報(民間用)月報(毎月2日)
【航空】T15長期蔵置貨物データ(民間用)月報(毎月1日)

蔵入承認を受けるのは荷主(代行する通関業者)ですが、貨物管理者には適正な手続遂行をしようとする義務があります。

何ら手続なく3か月が経過してしまうことがないよう、荷主とこまめに連絡を取り、対処が難しいと思われる場合は早めに税関にご相談ください。

最近の保税非違件数と非違の傾向

保税非違件数と内訳

令和6年度の**全国**及び**大阪税関管内**における保税非違件数と内訳
(※通報日ベース)

令和6年度 非違件数	合計件数	非違の態様			
		記帳義務 違反	未承認 蔵入等	未承認 保税運送	保税工場 機能外行為
全国 (うち搬入停止処分)	41 (0)	36 (1)	3 (0)	1 (0)	1 (0)
うち大阪 (うち搬入停止処分)	10 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

- 大阪の保税非違は計10件となる(全国に占める割合は24%)
- 搬入停止処分は全国で1件

保税地域別の非違件数と処分件数

【全国】【令和4年度～令和6年度】

保税非違発生件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定保税地域	4	5	5
保税蔵置場	41	34	32
保税工場	9	4	4
保税展示場	0	0	0
総合保税地域	0	0	0
年度別 合計	54	43	41
合計 (通報日ベース)	138		

処分実施件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定保税地域	0	0	0
保税蔵置場	2	0	1
保税工場	0	0	0
保税展示場	0	0	0
総合保税地域	0	0	0
年度別 合計	2	0	1
合計 (通報日ベース)	3		

直近の非違の態様及びその内容

【令和6年度】

主な非違態様	非違件数	うち大阪
記帳義務違反 (関税法第34条の2等)	36	10
保税地域の機能外の行為(保税工場) (関税法第56条)	1	0
未承認蔵入 (関税法第43条の3第1項)	1	0
未承認蔵置延長(保税工場) (関税法57条第1項)	1	0
未承認蔵置期間延長(保税蔵置場) (関税法第43条の2)	1	0
未承認保税運送 (関税法第63条第1項他)	1	0
合 計	41	10

【令和6年度】

記帳義務違反の内訳	非違件数	うち大阪
台帳未作成	6	1
NACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	1	0
その他台帳未作成	5	1
記帳漏れ	21	7
誤搬出による記帳漏れ	16	7
貨物取扱に関する記帳漏れ	2	0
その他記帳漏れ	3	0
誤記帳	9	2
輸出貨物積み残しによる誤記帳	5	2
その他誤記帳	4	0
合 計	36	10

令和6年度の大坂税関管内における保税非違は、全て記帳義務違反(10件)

非違態様	主な内容
記帳義務違反 (関税法第34条の2)	<p>作業員が本件貨物と同じ輸入者の輸入許可済貨物の搬出の際、本来すべき対査確認を怠り、貨物容積、貨物のマークのみを見て、本件貨物を搬出したことにより未通関の対象貨物を誤搬出したものの。</p>
	<p>蔵置場の搬出に係る受付担当者が B L 番号を輸入許可済貨物の B L 番号と見誤り、搬出指示を出し、本来すべき輸入許可（許可書、N A C C S 情報等）の確認を怠ったことにより、輸入未通関貨物を誤搬出したものの。</p>
	<p>通関業者が輸入申告控えにより搬出依頼を行ったところ、蔵置場担当者が輸入申告控えを輸入許可書と誤って対査確認を行い、輸入未通関貨物を誤搬出したものの。</p>
	<p>輸出許可済貨物を混載コンテナに積込み、搬出記帳を行ったが、仕向地現地から到着貨物が不足してる旨連絡を受け、蔵置場内を確認したところ対象貨物が蔵置されたままになっていることが判明した。</p>
	<p>「輸出貨物長期蔵置データ」があったため、担当者に問い合わせたところ、船積登録処理を行う際、入力項目（処理区分：E）の入力漏れにより C Y からの搬出（船積み）となっていないとの報告があった。「輸出貨物搬出入データ」を精査した結果、上記の搬出にかかる記録がなかったことから、保税台帳未作成であることが判明した。</p>

保税非違の基準について

【48-1 保稅蔵置場に対する処分の基準等】

非違の態様	基礎点数
	10件以下
1. 禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。	3点
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2点

加算点数表①

(本表の適用方法)

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者（被許可者が法人である場合は、その役員）	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

= 注意すべき事項 =

1. 非違が故意に行われたと認められる場合、被許可者（法人である場合はその役員）や主要な従業者（総合責任者や貨物管理責任者等）が非違に関与していると認められる場合は、**処分が重くなる可能性**があります。
2. 自ら非違が行われた旨の申し出があった場合、社内管理体制を改善する等直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、**処分が軽くなる可能性**があります。

保税非違の未然防止



1. 非違の早期発見及び速やかな修正・改善

記帳ミス等の早期発見

内部監査により、業務処理ミスを発見し、修正を行う

- 記帳内容の確認(記帳漏れ・誤記帳)
- 蔵置場外への貨物の放置
- 社内研修の実施状況を確認

速やかな修正・改善

確認された事項は、直ちに修正・改善を行う

- 記帳漏れ、誤記帳は、**直ちに修正**
- 蔵置場外への蔵置は、**直ちに移動**
(**NACCS管理資料の保税台帳**は、管轄税関に連絡し、必要な措置を行う)
- 社内研修の未実施は、**直ちに実施**

速やかに税関へ連絡をすることでそれが非違になったとしても

- 自主的な申し出
- 迅速な再発防止策の構築



処分の免除・軽減

2. 従業員の意識及び能力の維持・向上



- ◆社内研修等への積極的な参加
 - 法令、CPに基づく手続きの再確認
 - 委託先企業の従業員も研修の受講対象
(業務手順や法令等の知識を共有)

- ◆周知事項の徹底
 - 法令や制度改正、税関からの指導事項等の周知徹底
 - 非違や業務ミス等を他の関係部署へも共有

基本動作の徹底 が非違を未然に防ぎます
今一度、法令や基本通達、CP(手順書)を順守しているか
確認しましょう！



- 保税地域においては、**税関長の許可**を受けることで、外国貨物を見本として一時持ち出すことができます。
- 見本持出の許可を受けた貨物を保税蔵置場等※から持ち出した場合には、**持ち出した貨物の記号・番号・品名・数量・持出許可期間・持出先・持出年月日**を保税台帳に記帳しなければなりません。

※指定保税地域・保税蔵置場・総合保税地域を指す

【事例1：輸入】



① 荷主は、保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、成分分析のための見本持出の許可を受けた。

② 蔵置場の倉主Aは、見本持出許可書を確認し、外国貨物のまま見本を搬出したものの、記帳を行わなかった。

③ 荷主は持ち出し分のすべてを成分分析にて消費した。その後、残りの外国貨物に持ち出し分の数量を足して通関手続きを行い、国内に引取った。

【事例2：輸入】



倉主Bは、自社の保税蔵置場に蔵置されている外国貨物について、見本持出の許可を受けずに動作確認のため一部を見本として搬出した。当該、持ち出し分は返却された後、残りの外国貨物と合わせて通関手続きが行われ、一緒に国内に引取られた。

あれあれ？どこかが間違っているよ。
非違に該当する部分はどこか、なぜ起こってしまったのか、原因と対策を考えてみよう！





【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 繁忙期により、事後にまとめて記帳するつもりであったが忘れてしまった
- ・ 貨物管理担当者と記帳担当者（NACCS担当者）との連絡ミスにより、持ち出しの事実が共有されていなかった

※ NACCSでは「見本持出確認登録（MHO：海上/MMO：航空）」業務により持出年月日を登録すると、システム上、保税台帳に記帳したこととなります。ただし、許可された持出期間終了年月日からMHOは7日以内、MMOは2日以内に入力が必要です！！

【事例2】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 消費されずに返却される貨物であったことから、見本持出の許可は不要であると誤認した
- ・ 少量の場合は、見本持出の許可は不要と誤認した

このような対策が考えられます

- ・ チェックリストを活用したダブルチェック体制構築
 - ・ 貨物取扱一覧データを活用した見本持出登録確認
 - ・ 外部研修の受講、社内研修の実施
- も有効だね♪

MHO/MMO業務をしたかどうかは、ICG/IAW業務でも確認できるよ！



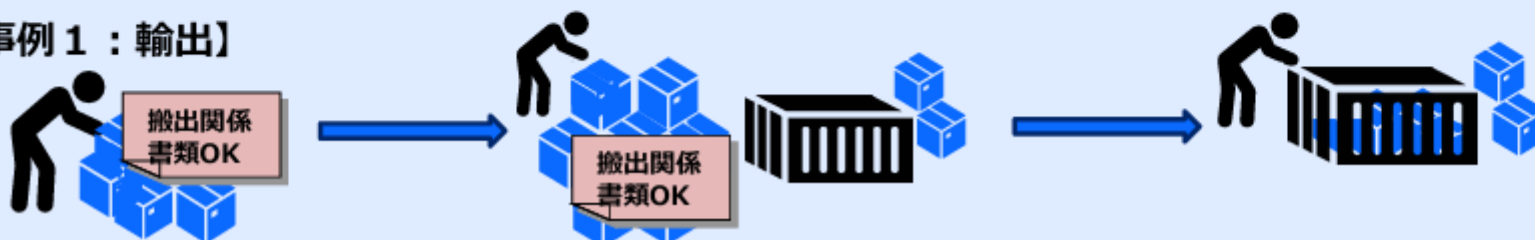
【関係法令等】

- ・ 見本の一時持出：関税法32条
- ・ 見本の一時持出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の2第1項第6号（指定保税地域、保税蔵置場）、第29条の2第2項第8号（総合保税地域）
- ・ 処分点数：＜事例1＞関税法基本通達48-1別表1. 2②（記帳を怠った場合）2点
＜事例2＞関税法基本通達48-1別表1. 1②（無許可の場合）3点



- 保税地域から外国貨物を搬出する場合は、許可書や承認書等、搬出の**根拠となる書類**（搬出関係書類）と現物を対査して、**記号・番号・品名・数量等に相違がないか**を確認してください。
- 外国貨物を搬出した場合には、**記帳義務**（当該貨物の記号・番号・品名・数量等）が発生します。

【事例1：輸出】



事例1・2はどちらも非違に該当します。発生原因と対策を考えてみよう！

① 作業員Aは、保管場所で搬出関係書類と外国貨物の対査確認を行い、搬出用荷揃えスペースに貨物を移動させた。

② 作業員Bは、荷揃えスペースで搬出関係書類と貨物の対査確認を行い、コンテナサイドに貨物を移動させた。コンテナサイドが狭かったため、一部の貨物をコンテナから離れた場所に置いた。

③ 作業員Cは、搬出関係書類と貨物の対査確認をせず、コンテナサイドにある貨物だけをコンテナに積み込んだ。



【事例2：輸出】



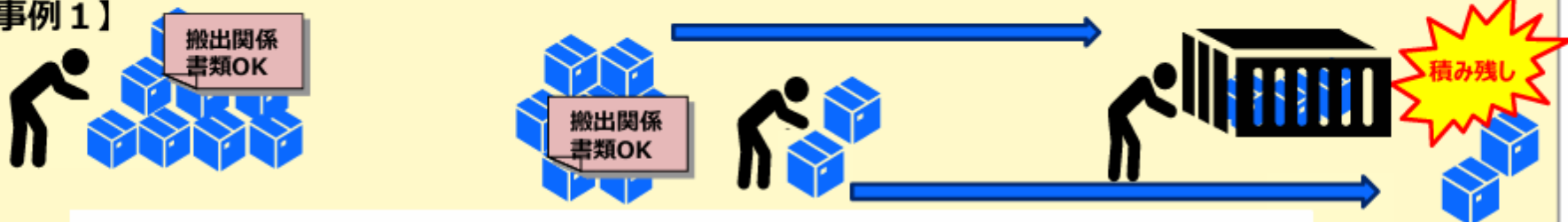
① 作業員Dは、保管場所で搬出関係書類と貨物Xの対査確認を行い、コンテナサイドに貨物Xを移動させた。そのときバンニング作業が複数本同時に実施されており、貨物Xと同じ梱包形態の別の貨物Yが近くにあった。

② 作業員Eは、積み込むべき貨物が1種類であったことから、搬出関係書類とコンテナサイドにある貨物Xの一部のみの対査確認を行った。その後、近くにある同じ梱包形態の別の貨物Yをもコンテナに積み込んだ。



事例1「積み残し」、事例2「誤積み」とともに、実際に搬出した外国貨物と保税台帳に記載した内容（記号・番号・品名・数量等）が**相違して記帳義務違反（非違）**に該当しています！

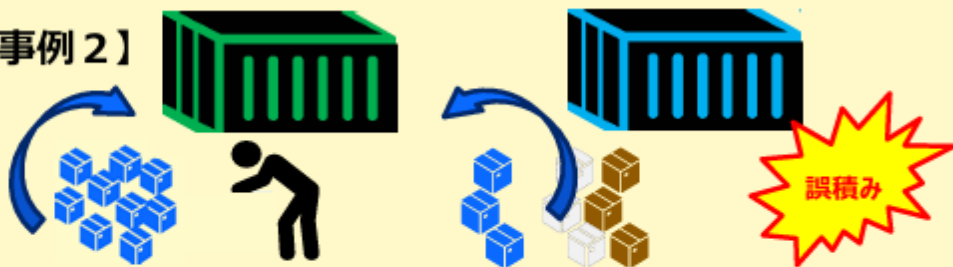
【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 作業員Bは貨物の一部を作業手順とは違う離れた場所に置いたが、作業員Cに伝えることを忘れてしまった
- ・ 作業員Cは作業員A、Bがそれぞれ貨物の対差確認を実施していたため、バンニング時の確認を省略した

【事例2】



非違に繋がった原因の一例：

- ・ 複数のバンニング作業が同時進行していた
- ・ 対差確認をしたのは貨物の一部のみで、全体の把握をしなかった

対策として

- ・ 作業手順の見直し（スリム化）
- ・ 同時作業の軽減（無理のない作業スケジュールで）
- ・ コンテナサイドでのダブルチェック体制の構築
- ・ 現場作業員に対する社内研修 も有効だね♪

それぞれの作業手順の重要度（実施する意味）を理解しないとダメだよ！



【関係法令等】

- ・ 外国貨物搬出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の2第1項第7号（指定保税地域、保税蔵置場）第50条第1項第7号（保税工場）、第51条の7第1項第9号（保税展示場）、第29条の2第2項第11号（総合保税地域）
- ・ 処分点数：<事例1, 2>関税法基本通達48-1別表1 2.②（虚偽の記帳）：2点

保税Tips Vol.3

～保税地域外の蔵置に係る非違～

保税制度のHPも
見て欲しいワン！



2025.03



- 原則として、外国貨物は**保税地域以外に置くことはできません。**
- ただし、保税地域に置くことが**困難または著しく不適当な貨物**について、税関が期間及び場所を指定して許可した場合には、保税地域以外に蔵置することができます（**他所蔵置**）。
- 他所蔵置場所に蔵置されている貨物について、見本の一時持出しや改装、仕分け等を行うことができます。

【事例1】



貨物の確認



搬入登録（記帳）



① 作業員Aは、通常の蔵置スペースに空きがなかったため、デバン作業中の外国貨物を保税地域外の場所に仮置きした。

② 作業員Bは、貨物の搬入が終了したと思い検数作業および貨物の確認を実施。しかし、保税地域を表す線が消えかかっていたため保税地域外であると気づかなかった。

③ 検数業務終了の報告を受けた事務員は、貨物が保税地域内にあるものとして記帳した。

【事例2】



改装



① 作業員Cは、貨物の汚れがひどかったため、他所蔵置の許可を取り、保税地域外に蔵置した。

② 税関に届け出ることなく、汚れていた外装カートンを交換し、貨物を1つにまとめた。

どこがおかしいぞ？
どこが不適切か、またその原因と対策を
考えてみよう！





【事例1】



連携不足



貨物の確認



搬入登録（記帳）



非違に繋がった原因の一例：

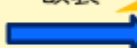
- ・ 作業員Aは通常とは異なる場所に貨物を仮置きしたが、作業員Bに伝えることを失念した
- ・ 作業員Bは当該貨物が通常とは異なる場所にあることに疑問を感じなかった
- ・ 施設管理者（被許可者）は保税エリアとその他のエリアが区別しにくい状況になっていたにもかかわらず、修繕していなかった

※ 保税地域以外の場所に外国貨物を蔵置したい場合は、その貨物ごとに税関から他所蔵置の許可を得る必要があります。その許可は、外国貨物の性質・状態や置くところ・事由などから判断しますので、他所蔵置が必要な場合は税関にご相談ください。

【事例2】



改装



手続誤認



非違に繋がった原因の一例：

他所蔵置場所における貨物取扱いの手続きは、保税地域のものとは異なることを認識していなかった

※ 他所蔵置場所において、内容点検、改装仕分け、その他手入れを行うときはあらかじめ税関に届け出なければなりません。なお、法第40条第2項に掲げる「見本の展示」及び「簡単な加工」等を行うことはできません。

このような対策が考えられます

- ・ 定期的な保税エリアの巡回
- ・ 保税エリアとそれを区切るラインや柵の確認
- ・ 保税エリアの範囲を示した地図を掲示する
これらも有効だね♪

税関は、セキュリティや周辺環境も審査した上で、適切な他所蔵置場所かどうか確認しているよ！



【関係法令等】

- ・ 関税法 第30条（外国貨物を置く場所の制限）、第36条（保税地域についての規定の準用等）
- ・ 関税法 第40条（貨物の取扱い）
- ・ 関税法施行令 第30条2項（保税地域についての規定の準用等）
- ・ 関税法基本通達30-2（他所蔵置が認められる貨物）
- ・ 処分点数：<事例1>関税法基本通達48-1 別表1.1.①（無許可他所蔵置）3点、<事例2>処分点数：別表1.2.⑩（無届行為）2点

保税制度を利用される皆さまへ

水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上等を図るため、見直しを行いました！



越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、令和6年度末の関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを行いました。

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日施行】

■ 電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

- 電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。一方で、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や情報の消滅等がないよう、引き続き、適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

【令和7年7月1日施行】

■ 量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

- 保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）を緩和しました。一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、新規事業者による申請等の場合には、3年を超えないこととしました。

【令和7年10月12日施行予定】

■ 業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理

- 保税蔵置場の許可基準のうち人的要件について、被許可者に求める業務遂行能力を明確化するとともに、その審査方法の平準化を図りました。通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理については次項で説明します。

■ 保税運送に係る手続等の見直し

- 国際物流の動向変化や事業者からの要望を踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、仮陸揚貨物の保税運送について手続等の明確化を図るとともに、包括保税運送の承認要件について見直しを行いました。

保税制度を利用される皆さまへ

手続きに関する利便性向上等を図るため、見直しを行いました！

税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、「関税法基本通達等の一部改正について（令和7年6月30日財関第656号）」により、必要な見直しを実施しました。いずれも、令和7年7月1日施行となります。



保税ポータルもみてほしいワーン！



見直しを行った事項

■ 保税蔵置場等で行うことができる「簡単な加工」の明確化

保税蔵置場等では、税関長の許可を受けて簡単な加工を行うことができますが、今般、閲覧に供される美術品等に対して簡単な加工（美術品等の性質・数量に変更を伴わないもの）を行えるよう明確化しました。 ※保税展示場でも同様の作業ができます。

■ 届出が不要となる保税蔵置場等の工事の明確化

保税蔵置場等で工事を実施する場合において、現状の変更が軽微なものであり、かつ、面積に変更がないときは、税関への届出が不要とされているところです。昨年6月の通達改正で届出が不要な工事をいくつか例示しましたが、今般、この例示に、衝立、間仕切り及び装飾品等の設置等を追加し、届出が不要となる工事の更なる明確化を図りました。

（注）衝立や間仕切りで外国貨物とそれ以外を完全に区別している場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、届出が必要となります。

■ 貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きを汎用申請の対象に追加

貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きをNACCSの「汎用申請」業務（業務コード：HYS）で行えるようにしました。



ご清聴ありがとうございました。